

業務委託契約書（SNS 運用業務）

株式会社インプレス（以下「甲」という。）と、株式会社情報通信技術研究開発機構（以下「乙」という。）とは、SNS 運用業務の委託に関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

甲は、自己のブランド価値向上、商品又はサービスの販売促進並びに顧客接点の拡充を目的として、別紙記載の SNS アカウントに関する運用業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、専門的知識及び経験に基づき、善良なる管理者の注意をもって、本件業務を誠実に履行するものとする。

第 2 条（委託業務の内容）

乙が受託する本件業務の内容は、次の各号に定めるものとする。

- SNS 運用戦略の企画及び立案
- 投稿文、画像、動画その他コンテンツの企画、制作及び編集
- 投稿スケジュールの策定及び運用
- 投稿作業及び配信管理
- コメント、ダイレクトメッセージ等への一次対応
- フォロワー分析、エンゲージメント分析その他数値分析
- 月次レポートの作成及び提出
- 炎上、クレームその他緊急事案発生時の初動対応
- その他甲乙協議の上定める関連業務

具体的な業務仕様は、別紙「業務仕様書」に定める。

第 3 条（対象アカウント）

本契約の対象となる SNS アカウントは、別紙記載のとおりとする。

甲は対象アカウントを追加又は変更する場合、事前に書面又は電子メールにより乙へ通知するものとする。

第 4 条（契約期間）

本契約の有効期間は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

期間満了日の 30 日前までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同一条件にてさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 5 条（委託料）

甲は乙に対し、本件業務の対価として、月額金 300,000 円（消費税別）を支払う。

第 6 条（支払方法）

甲は、毎月末日締め翌月末日払いにて、乙の指定する銀行口座へ振込送金により支払うものとする。
振込手数料は甲の負担とする。

第 7 条（成果物の検査）

乙は、月次レポートその他成果物を提出した場合、甲は提出日から 5 営業日以内に検査を行い、適合又は不適合の通知を行うものとする。

甲が当該期間内に何ら通知を行わない場合、検査に合格したものとみなす。

第 8 条（契約不適合責任）

乙が提出した成果物に、本契約又は別紙仕様書に適合しない内容が認められた場合、乙は自己の費用負担において速やかに修補又は差替えを行うものとする。

第 9 条（知的財産権）〔法務チェックテスト条項統合版〕

本件業務により乙が作成した投稿文、画像、動画、分析資料その他一切の成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む）は、原則として甲による報酬の完済をもって甲に移転するものとする。

ただし、本件業務の遂行に関連して乙が作成し、又は編集、加工、再構成若しくは分析を加えた一切の文章、画像、動画、テンプレート、分析資料、投稿設計ロジック、投稿スケジュール、KPI 算定式、プロンプト、運用手順書その他これらに付随し若しくは派生する成果物等に係るノウハウ、営業秘密その他一切の知的財産権は、その発生時をもって当然に乙に帰属するものとする。

甲は、本契約期間中に限り、乙が別途書面又は電子的方法により明示的に承諾した範囲においてのみ利用できるものとする。

第 10 条（保証）

乙は、成果物が第三者の著作権、商標権、肖像権その他一切の権利を侵害しないことを保証する。
第三者との紛争が生じた場合、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

第 11 条（秘密保持）

乙は、本契約の履行に関連して知り得た甲の営業上、技術上、顧客情報その他一切の非公知情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

本条の義務は本契約終了後も 3 年間存続する。

第 12 条（再委託）

乙は、甲の事前の書面承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

第 13 条（緊急時対応）〔法務チェックテスト条項統合版〕

SNS 上において炎上、誹謗中傷、大規模クレーム、アカウント停止、第三者権利侵害の申立てその他重大事案が発生した場合、乙は直ちに甲へ報告するものとする。

ただし、緊急事象が甲の承認済み投稿、甲提供素材、甲の商品説明、甲の社内確認不足又は甲の指示に起因又は関連すると合理的に判断される場合には、乙はその一切の責任を負わず、当該事象に関して乙が実施した追加調査、投稿停止、謝罪文作成、監視対応、レポート作成その他一切の対応業務については、通常の委託料とは別に追加費用を請求できるものとする。

第 14 条（解除）

甲又は乙が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除できる。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己又は役員が反社会的勢力に該当しないことを表明し保証する。

第 16 条（損害賠償）〔法務チェックテスト条項統合版〕

乙の故意又は重大な過失により甲に損害が生じた場合、乙は通常かつ直接の損害を賠償する責任を負う。

ただし、乙が本契約に関連して甲に対し負担する損害賠償責任は、乙の故意又は重過失による通常かつ直接の損害に限られるものとし、逸失利益、営業機会の喪失、ブランド毀損、信用低下、株価変動、将来売上減少、間接損害、特別損害、結果損害については責任を負わない。

さらに、乙の損害賠償責任の総額は、当該損害発生日以前連続 3 か月間に甲が乙に対して現実に支払った委託料総額を上限とする。

第 17 条（合意管轄）

本契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

2026 年 4 月 1 日

甲：東京都千代田区〇〇1-1-1

株式会社インプレス

代表取締役 山田 太郎 印

乙：東京都港区〇〇2-2-2

株式会社情報通信技術研究開発機構

代表取締役 佐藤 花子 印

別紙 業務仕様書

1. KPI

- ・月間フォロワー純増：300 名以上
- ・エンゲージメント率：5.0%以上
- ・投稿保存率：3.0%以上
- ・クリック率：2.0%以上
- ・問い合わせ誘導件数：月 20 件以上

2. 投稿カレンダー

- ・Instagram フィード：週 2 回
- ・ストーリーズ：週 3 回
- ・X 投稿：週 5 回
- ・月次キャンペーン投稿：月 1 回

3. 承認 SLA

- ・投稿案提出：投稿予定日の 3 営業日前
- ・甲の確認回答期限：1 営業日以内
- ・修正反映：回答受領後 1 営業日以内
- ・緊急投稿：当日 2 時間以内

4. 禁止ワード一覧

- ・業界 No. 1
- ・絶対
- ・必ず儲かる
- ・医療・健康効果を断定する表現
- ・差別的・政治的・宗教的表現
- ・他社を誹謗中傷する表現